

「京の酒」付加価値向上支援事業実施要領

令和7年8月19日 7農産第738号 農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、府内事業者等が京都府内産酒米を使用した製品の付加価値向上の取組に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業対象者」という。）、実施要件、事業内容、補助率及び補助上限額は別表1のとおりとする。

2 補助対象経費は、事業の実施に必要な経費として、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できる別表2に掲げるものとする。

(事業実施期間)

第3条 事業実施期間は、交付決定日から令和8年1月末日までとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定)

第5条 知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、次の各号に掲げる変更をしようとする場合は、規則第9条の規定によりあらかじめ別記第2号様式を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業主体の追加又は変更
- (3) 事業費総額の30%を超える増減
- (4) 事業内容の変更

(遂行状況報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式とし、補助事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の1月末日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

3 第1項の取消しの決定を行った場合は、知事は、その旨を当該補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月19日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

	内 容
補助事業 対象者	<p>京都府内に主たる事業所を有する者の内、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 京都府内の酒造会社及び京都府内の酒造会社で構成する団体</p> <p>(2) 京都府内産酒米を使用し、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条の7に定める清酒を製造する者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者</p>
実施要件	<p>次の(1)及び(2)を満たすこと。</p> <p>(1) 事業の対象となる製品には以下のアからウに掲げる品種を用いて、京都府内で生産された酒米が使用されていること。</p> <p>ア 祝（祝2号を含む）</p> <p>イ 五百万石</p> <p>ウ 京の輝き</p> <p>(2) 国庫補助金若しくは他の府補助金を受けている又は受けることが決定している取組ではないこと。</p>
事業内容	<p>京都府内産酒米を使用した、自社製品の付加価値向上を実現するための取組</p> <p>(取組例)</p> <p>(1) 商品ラベル等販促資材のデザイン作成</p> <p>(2) 商談会等への出展</p>
補助率 及び 補助上限額	<p>(1) 補助率 1 / 2 以内（消費税及び地方消費税は対象外）</p> <p>(2) 補助上限額 500 千円</p>

別表 2 (第 2 条関係)

経費項目
原材料費（酒米購入費は除く）、報償費、委託費、広告宣伝費、 出展費、旅費、その他事業実施に必要不可欠で補助対象として特定 できるもの。 ただし、次に掲げる経費は補助対象から除く。 （1）人件費 （2）汎用性の高い物品（パソコン、通信機器、車両など）の購入 に要する経費 （3）飲食接待費 （4）租税公課（消費税など） （5）振込手数料 （6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、補助対象経費とし て不適当と知事が認める経費